

マンション管理ガイドライン改定検討会 設置要綱

28都市住マ第253号

平成28年12月1日

(目的)

第1 分譲マンションの維持管理について、分譲事業者等が購入者などに対して説明することが望ましい事項と、管理組合が適正な維持管理を行うための具体的な手順や方法などを都として取りまとめた「マンション管理ガイドライン」を作成している。本ガイドラインの改定にあたり、専門家や関係団体からの助言を得、より効果的な内容とすることを目的として、マンション管理ガイドライン改訂検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会の所掌事項は次の各号に掲げる事項とする。

- 1 マンション管理ガイドラインの内容に関すること
- 2 その他、必要な事項

(構成)

第3 検討会は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。
- 6 検討会を構成する者の任期は、平成29年3月31日までとする。

(会議)

第4 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(事務局)

第5 検討会の円滑な運営を図るため、東京都都市整備局住宅政策推進部マンション課に事務局を置く。

- 2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別途定めることとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表)

マンション管理ガイドライン改定検討会委員名簿

大西 健一	(一社) 不動産協会事務局長代理
親泊 哲	(一社) 東京都マンション管理士会理事長
川上 湛永	(特非) 日本住宅管理組合協議会会長
近藤 雄二	(一社) マンション管理業協会業務部次長
齊藤 広子	横浜市立大学国際総合学部教授
篠原 みち子	弁護士
高田 卓二	(公財) マンション管理センター企画部長